

令和7年度 石川県介護福祉士実務者研修受講資金貸付 ～募集案内～

社会福祉法人石川県社会福祉協議会

はじめに

この貸付金は、実務者研修施設を経由しての申請になります。

現在、実務者研修施設に在学している方や、今年度の研修を受講する予定がある方で、貸付を希望する場合は、お早めに実務者研修施設に相談してください。

1 概要

- (1) 介護福祉士実務者研修受講資金（以下、「研修受講資金」）は、①本県の介護サービスの質の向上、②質の高い介護人材の確保を図ることを目的とした貸付事業です。
- (2) この研修受講資金は、無利子でお貸しする貸付金です。
※給付金や補助金ではありません。
- (3) 実務者研修を卒業後、以下の要件を全て満たすと、貸付金は返還が免除されます。
- ① 介護福祉士国家試験に合格し、介護福祉士に登録する
② 介護福祉士として、2年以上、県内の介護施設・事業所で勤務する
- (4) 要件を満たさない場合は、貸付金を返還していただきます。場合によっては、延滞利子が発生することがあります。
- (5) 貸付金を借り受けた後は、実務者研修の受講状況や、国家試験の合否、勤務状況等を石川県社会福祉協議会（以下、「県社協」）に、報告する必要があります。

2 対象者

- (1) 次の①～⑤のすべてに該当していることが必要です。
- ① 県内に所在する実務者研修施設に在学中の方（別表参照）
※別表に記載のない実務者研修施設で研修を受講しようとする場合は、貸付金の対象となるかどうか、事前に県社協にお問い合わせください。
- ② 実務者研修施設を卒業後に県内において介護福祉士として2年以上在籍お

より360日以上の従事をしようとする方

- ③ 連帯保証人（1名）を立てられる方
- ④ 申請時点で次のいずれかに該当する方であって、日本国内に住民登録を有する方
 - ア 日本国籍を有する方
 - イ 一般永住者
 - ウ 特別永住者
 - エ 定住者
 - オ 日本国籍を有する方、一般永住者、特別永住者又は定住者の配偶者
 - カ 在留資格を有する外国人

- ⑤ 暴力団員等反社会的団体関係者でない方

(2) すでに、同種の国庫補助事業による貸付及び給付を受けている場合は、この研修受講資金は申請できません。

(ハローワークの職業訓練や教育訓練給付を受けている方、自治体の補助等を受けている方、生活福祉資金の修学に関する資金を受けている方等は対象外)

(3) 過去にこの貸付金の貸付を受けた事のある方は申請できません（一人1回限りです）

3 貸付金額と対象経費

(1) 貸付金額 200,000円以内（指定口座に一括振込でお貸します）

(2) 対象経費

- ① 実務者研修施設に支払う授業料
 - ② 実習費、教材費等の納付金
 - ③ 参考図書、学用品、交通費、国家試験手数料等の経費
 - ④ その他、県社協が認める経費
- ※ 請求書、領収書等の書類提出は必要ありません。

4 連帯保証人

必ず1名必要です。要件は次のとおりです。

- ② 返還債務を負担する資力のある方
 - ② 原則として、県内に住民登録を有する成年の方又は法人
- ※ 貸付を希望する方が未成年（18歳未満）の場合、法定代理人（親権者等）が連帯保証人となります。

貸付が決定したときは、連帯保証人の方は、実印の押印と印鑑登録証明書の提出が必要になります。あらかじめ、連帯保証人となる方にお伝えしておいてください。

5 募集期間

令和7年4月1日（火）～令和7年9月30日（火）まで

※ この期間内に、実務者研修施設を経由して申請が必要です。

なお、募集人員に達し次第、終了となる場合もあります。

6 募集人員

90人程度

7 申請について

在学している実務者研修施設を経由して申請してください。

※ 直接、県社協に申請できません。

- (1) はじめに、貸付を希望する方(申請者)は、在学している実務者研修施設に申し出てください。
- (2) ①～⑦の書類を、記入漏れや不備のないよう準備し、実務者研修施設に提出してください。
 - ① 貸与申請書（第1号様式）
 - ② 介護施設・事業所の長の推薦書（第2号様式）
 - ③ 個人情報の取扱同意書
 - ④ 申請者の住民票（外国人の方は、国籍と在留資格などを省略しないもの）
 - ⑤ 連帯保証人の現住所を証明する公的書類（住民票、運転免許証の写し等、法人の場合は登記事項証明書）
 - ⑥ 連帯保証人に所得があることを証明する書類（所得証明書、源泉徴収票の写し、給与明細の写し、年金振込通知書の写し等で、直近のもの、法人の場合は直近の決算書 ※連帯保証を決議した議事録の写しが必要です）
 - ⑦ 実務者研修施設に在学していることが分かる書類（在学期間がわかるもの。学生証の写し、受講者証の写し、在学証明書等）

8 申請から実際の貸付までの流れ

- ① 申請者は、実務者研修施設に貸付の希望を申し出ます。
- ② 申請者は、実務者研修施設に7（2）の①～⑦の書類を提出します。
- ③ 実務者研修施設は、県社協に申請書類を提出します。
- ④ 県社協は、実務者研修施設から申請を受け付け、書類の内容等を確認します。
- ⑤ 県社協は、審査を行い、結果を申請者等に通知します。
- ⑥ 県社協は、貸付が決定した方（以下、「借受人」）に契約書等の必要書類を送付します。
- ⑦ 借受人と連帯保証人は、契約書に記入・押印し、県社協に提出します。
（借受人と連帯保証人は、それぞれの実印と印鑑登録証明書が必要です）

⑧ 県社協は、契約書等を確認し、所定の手続き後、貸付金を振り込みます。

※ ①～⑧の手続きが完了するまで、おおむね1カ月程度かかることがあります。在学期間中に手続きが完了できるよう、余裕を持って準備してください。

9 お問い合わせ先

石川県社会福祉協議会 地域福祉課

〒920-8557 石川県金沢市本多町3丁目1番10号

TEL 076-224-1212/FAX 076-222-8900

別 表 県内の実務者研修施設

区分	設置者	研修名	課程	電話番号
1	(学)清永学園	金沢福祉専門学校介護実務研修科	通信	076-242-1625
			通学(金沢)	
2	(学)アリス国際学園	専門学校アリス学園介護福祉士実務者研修	通信	076-280-1001
			通学(金沢)	
			通学(小松)	
			通学(加賀)	
3	(株)日本教育クリエイト	三幸福祉カレッジ石川県庁前校実務者養成研修	通信	076-255-2231
4	(株)ほがらか	ケアカレッジほがらか介護福祉士実務者養成研修	通学	076-237-3847
			通信	
5	(株)BEING	(株)BEING介護職員実務者研修	通信	0761-47-1312
			通学(小松)	
6	(有)石村商店	介護福祉士実務者養成研修ケア・スクール	通信	076-292-0501
7	一般社団法人ケア・クリエイト	ケア・クリエイト介護福祉士実務者研修	通信	076-259-5581
			通学(金沢)	
8	社会福祉法人北伸福祉会	社会福祉法人北伸福祉会介護福祉士実務者研修	通信	076-259-5581
9	(株)ドット	株式会社ドット介護福祉士実務者研修	通学(羽咋)	076-259-5581
10	医療法人社団 向出医院	MS介護ケアスクール実務者研修	通信	0761-47-0222
11	(福)眉丈会	育成・支援センター介護福祉士実務者研修	通信	076-283-5688
12	(株)Bmate	(株)Bmate介護福祉士実務者研修	通信	076-255-3277
13	(株)きずな	株式会社きずな 介護福祉士実務者研修	通信	076-259-1258

※ ここにない実務者研修施設で研修を受講しようとする場合は、貸付金の対象となるかどうか、事前に県社協にお問い合わせください。